

【重要】

令和6年度介護等体験について

令和6年度の介護等体験の実施については、令和2年度から令和5年度までに引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例が延長されましたので、文部科学省の提案する「令和2年度から令和6年度までの間に限り特例的に行う介護等体験代替措置」を活用した学修へ切り替えることとします。

※令和6年度中に体験実施を予定していた附属特別支援学校及び社会福祉施設における体験は全て取り止めます。

代替措置を活用した学修については、詳細が決まり次第掲示にて案内しますので、各自 Web 掲示板を確認してください。

※代替措置への参加には体験費用はかかりません。間違って体験費用を振り込まないように注意してください。

令和6年3月 社会連携課教職教育担当